

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

(単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：4月1日から4日)

| 測定地点 | 測定値 | 測定地点 | 測定値 |
|---------|------|------------|------|
| 役場庁舎 | 0.05 | 志津川小学校 | 0.07 |
| 神割崎 | 0.06 | 入谷小学校 | 0.08 |
| 波伝谷漁港 | 0.05 | 伊里前小学校 | 0.06 |
| 水尻川中流部 | 0.06 | 志津川中学校 | 0.07 |
| 入谷さんさん館 | 0.09 | 歌津中学校 | 0.07 |
| 伊里前川中流部 | 0.10 | 志津川保育所 | 0.09 |
| 吉野沢団地 | 0.06 | 伊里前保育所 | 0.06 |
| 泊浜 | 0.05 | 名足保育園 | 0.05 |
| 名足仮設団地 | 0.06 | 平成の森(地表1m) | 0.05 |
| 水堺峠 | 0.08 | 田東山頂 | 0.09 |

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことと定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位：ベクレル/kg)

◇結果：基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

| 品目 | 採取日 | 測定値 (検出下限値) |
|------------------------------|-----------------------|-------------------|
| ハウス ほうれんそう、 なばな | 3月18日(月) ～4月1日(月) | 不検出 (10未満) |
| ワカメ、メカブ、ヒジキ、 イサダ、ツノナシオキアミ | 2月28日(木) ～3月23日(土) | 不検出 (18.427未満) |

■町内産農林水産物の出荷制限 (4月9日現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキについて引き続き出荷制限が行われております。

(※市場には流通しておりません。)

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

「宮城県沿岸地域雇用維持特別奨励金」制度の実施について

宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、対象地域の事業所において東日本大震災(以下「大震災」)により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主に対し、雇用調整(休業、教育訓練又は出向)に要した経費の一部を助成します。

「宮城県沿岸地域雇用維持特別奨励金」(以下「沿岸特別奨励金」)は、国の「雇用調整助成金」に上乗せする形で助成する制度です。

◇対象地域

南三陸町を含む17市区町

◇支給対象事業主の要件

次の①～③までのいずれにも該当する事業主が支給対象となります。

①大震災発生時、宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、対象地域の事業所において大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたこと。

②平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、雇用維持のために雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を適正に実施したこと。

③当該雇用調整について、国から雇用調整助成金の支給を受けたこと。

◇沿岸地域雇用維持特別奨励金の額

沿岸特別奨励金は、雇用調整のための費用の大企業は9分の1の額、中小企業は10分の1の額です。ただし、休業、教育訓練については、1人1日1,000円、出向については、1人1支給対象期132,000円がそれぞれ上限となります。

詳しくは、下記担当課へお問い合わせください。

問い合わせ 県雇用対策課(雇用推進班) ☎022-211-2772

南三陸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付

町では地球温暖化対策と環境の保全を推進するため、平成25年4月以降に「住宅用太陽光発電システム」を設置する町民皆さんに、設置費用の一部(1kwあたり30,000円、上限120,000円)を補助します。

補助金は予算の範囲以内で交付されますので、補助金の申請をご検討されている場合は、早めに申請をお願いします。

申請受付は役場環境対策課で行っています。

申請期間：平成25年4月1日(月)から平成26年2月28日(金)まで

対象者は、以下の条件をすべて満たす方(個人)です。

1. 住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人
2. すべての町税等に未納がないこと

注意事項

- ・住宅用太陽光発電システムの設置工事前に申請をしてください
- ・「住宅用」ですので、事業目的の設置では補助対象外となります。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

国民年金の保険料納付が困難な学生の方へ

学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例という学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府

県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限りません。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間(保険料免除期間を含む)が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の

受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。また、平成20年4月から、在学する大学等の窓口でも申請手続ができるようになりました。

大学等の窓口で申請手続を行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

必要な添付書類は？

- ・年金手帳
- ・学生等であることを証明する書類(在学証明書または学生証などの写し)。ただし、申請手続を行う際に市町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
- ・前年所得の状況を明らかにすることができる書類
- ・退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)

問い合わせ

石巻年金事務所
☎0222551118
0222551118
0222551118
0222551118
0222551118
0222551118
0222551118
0222551118
0222551118

したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

年金相談会の開催

石巻年金事務所では、平成25年5月から隔月金曜日、南三陸町役場を会場に出張相談会を開催いたします。

◇開催日 5月17日(金)、7月19日(金)、9月20日(金)、11月22日(金)、1月17日(金)、3月20日(木) ※金曜日が休日につき

◇受付時間 午前10時から午後3時30分

◇会場 役場庁舎 1階相談室

◇主な相談内容

- 年金に関する相談や手続(老齢年金・遺族年金等)、手帳等の再交付申請
- 年金記録やねんきん定期便に関する相談
- 国民年金や後納制度に関する相談や申請

◇本人確認(持ってくるもの)

年金手帳、年金証書、国民年金保険料納付書等基礎年金番号のわかるもの、運転免許証、健康保険証 代理人の方は運転免許証等代理人自身の本人確認ができるもの及び委任状